

新設分割にかかる事前備置書類

(会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2022年 4 月 1 日

東京都中央区築地 4 丁目 1 番 1 号
株式会社アイ・ピー・エス
代表取締役 宮下 幸治

株式会社アイ・ピー・エス（以下「当社」といいます。）は、2022年 3 月 18 日付新設分割計画書に基づき、2022年 7 月 1 日をもって、当社の国内通信事業に関して有する権利義務の全部を、新たに設立する株式会社アイ・ピー・エス・プロ（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行うことにいたしました。

当社が、本分割に関して会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条の定めるところにより、開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項第 2 号）

2022年 3 月 18 日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 会社法第 763 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本分割に際して 3 万株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社に交付される新会社の株式の数につきましては、新会社の株式の全てが当社に割り当てられることから、これを任意に定めることができるため、新会社の効率的な管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）

当社は、新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第 5 条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

す。

2. 会社法第763条第1項第12号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（会社法施行規則第205条第2号）

該当事項はありません。

3. 会社法第763条第1項第10号及び第11号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第3号）

該当事項はありません。

4. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第205条第4号及び第5号）

該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第205条第6号イ）

該当事項はありません。

6. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および新会社の債務（当会社が新設分割により新会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第7号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

本分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新会社の債務の履行の見込みについて

本分割の効力発生後における新会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本分割の効力発生日以後において、新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本件分割の効力発生日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙

新設分割計画
(次頁以降に添付)



新設分割計画書

株式会社アイ・ピー・エス（以下「甲」という。）は、新たに設立する株式会社アイ・ピー・エス・プロ（以下「乙」という。）に対し、甲の営む、日本国内の情報通信事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させるため、新設分割（以下「本分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第 1 条（乙の定款記載事項）

- 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - 目的：別紙 1 の定款記載のとおり
 - 商号：別紙 1 の定款記載のとおり
 - 本店の所在地：東京都中央区築地四丁目 1 番 1 号
 - 発行可能株式総数：別紙 1 の定款記載のとおり
- 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙 1 の定款記載のとおりとする。

第 2 条（乙の設立時役員）

乙の設立時役員は、次のとおりとする。

- 設立時代表取締役
伊藤 良光
- 設立時取締役
伊藤 良光
川渕 正光
林 佑三
- 設立時監査役
稲垣 耕一

第 3 条（承継する権利義務）

- 本分割により乙が甲から承継する資産、債務その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙 2 のとおりとし、別紙 2 に記載のない権利義務は承継しない。
- 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日（第 6 条において定義する。以下同じ。）後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。当該手続に必要な一切の費用は、乙の負担とする。
- 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第 4 条（乙が分割に際して発行する株式の種類及び数並びにその割当てに関する事項）

乙は、本分割に際して、普通株式 3 万株を発行し、本権利義務の対価として、甲に対して交付する。

第 5 条 (乙の資本金及び準備金)

効力発生日における乙の資本金の額及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額：3 億円
- (2) 資本準備金の額：2 億円
- (3) 利益準備金の額：0 円

第 6 条 (効力発生日)

乙の成立の日 (以下「効力発生日」という。) は、2022 年 7 月 1 日とする。但し、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲は、効力発生日を変更することができる。

第 7 条 (分割承認決議等)

甲は、効力発生日の前日までに、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第 8 条 (競業避止義務)

甲は、本分割後においても、会社法第 21 条に基づく競業避止義務を負わない。

第 9 条 (本計画の変更等)

1. 本計画成立の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本計画に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲は、本計画を変更し、又は本分割を中止することができる。
2. 本計画は、第 7 条に定める株主総会における承認又は関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第 10 条 (本計画に定めのない事項)

本計画に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定する。

2022 年 3 月 18 日

甲： 東京都中央区築地四丁目 1 番 1 号

株式会社アイ・ピー・エス

代表取締役 宮下 幸治



別紙1 定款

株式会社アイ・ピー・エス・プロ 定 款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、株式会社アイ・ピー・エス・プロと称し、英文では IPS Pro, Inc. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気通信事業
- (2) 情報処理・情報提供サービス
- (3) 通信機器・放送機器その他の機器の輸出入・売買および賃貸
- (4) 電話機器の輸出入・販売および賃貸
- (5) 電話加入申込みの手続代行
- (6) 電話代理応答業務およびそのコンサルティング
- (7) 前各号に付帯関連する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条 (公告方法)

当社の公告は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第5条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会および監査役を置く。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、12万株とする。

第7条 (株式の譲渡制限)

- 1 当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は、取締役会の承認を受けなければならない。
- 2 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、その株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第8条 (基準日)

- 1 当会社は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度の定時株主総会で権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第9条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第10条 (招集)

- 1 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに招集する。
- 2 株主総会を招集するときは、会日の7日前までにその通知を発する。
- 3 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会で議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第11条 (招集権者および議長)

- 1 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が代行する。

第12条 (決議の方法)

- 1 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、その株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 13 条 (議決権の代理行使)

- 1 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 14 条 (議事録)

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 15 条 (員数)

当会社の取締役は 3 名以上 7 名以内とする。

第 16 条 (選任方法)

- 1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 17 条 (任期)

- 1 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 18 条 (代表取締役および役付取締役)

- 1 取締役会の決議により、取締役社長を選定する。
- 2 取締役社長は当会社を代表する。
- 3 取締役会はその決議により、必要に応じ、取締役会長・取締役副社長・専務取締役・常務取締役その他の役付取締役を選定することができる。

第 19 条 (取締役会の招集権者および議長)

- 1 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が代行する。

第20条（取締役会の招集通知）

- 1 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第21条（取締役会の決議方法等）

- 1 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 当社は、取締役会の決議事項について、その決議事項に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役がその決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

第22条（取締役会の議事録）

- 1 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
- 2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第23条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会が定める取締役会規程による。

第24条（報酬等）

取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第25条（取締役の責任免除）

- 1 当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間でその取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締

結することができる。

第5章 監査役

第26条 (員数)

監査役の員数は、1名以上とする。

第27条 (選任方法)

監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

第28条 (任期)

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第29条 (報酬等)

監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第30条 (監査役の責任免除)

- 1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 計 算

第31条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第32条 (剰余金の配当)

剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

第33条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。

第34条（剰余金の配当の除斥期間）

- 1 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
- 2 未払の配当金および中間配当金には、利息をつけない。

第7章 附 則

第35条（最初の事業年度）

当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2023年3月31日までとする。

第36条（設立時役員）

当社の設立時役員は、次のとおりである。

設立時取締役	伊藤 良光、川淵 正光、林 佑三
設立時監査役	稲垣 耕一

以上、株式会社アイ・ピー・エス・プロ設立のため、新設分割会社である株式会社アイ・ピー・エスがこの定款を作成し、次に記名・押印する。

2022年3月18日

東京都中央区築地四丁目1番1号

株式会社アイ・ピー・エス

代表取締役 宮下 幸治



別紙2 承継権利義務明細書

甲は、2021年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日における本事業に係る以下の資産

現金及び預金、売掛金、たな卸資産その他の流動資産

(2) 固定資産

効力発生日における本事業に係る以下の資産

建物、建物付属設備、構築物、機械装置、工具器具備品、通信設備利用権、リース資産、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定その他の固定資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

効力発生日における本事業に係る以下の負債

買掛金、借入金その他の流動負債

(2) 固定負債

効力発生日における本事業に係る以下の負債

退職給付に係る負債その他の固定負債

3. 承継する雇用契約等

本分割の効力発生の直前において甲が締結している本事業に属する一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。なお、事業推進本部、経営企画本部、管理本部、内部監査室従業員の雇用契約は承継しない。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

承継しないものとし、乙が本事業に使用するものについては、甲が乙に使用許諾する。

(2) 雇用契約以外の契約

本事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に

に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(3) 許認可等

本事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

